

成年後見制度利用促進専門家会議（第二期計画）
第4回 地域連携ネットワークWG

裁判所における取組状況等について



令和6年2月19日（月）
最高裁判所事務総局家庭局

本日の報告内容

1 本試行における裁判所の取組

- 試行期間における裁判所の取組

2 試行を通じて得られた気づき①（連絡シートが提出された事例）

- 市町村・中核機関から連絡シートが提出された事例

3 試行を通じて得られた気づき②（裁判所に寄せられる苦情等）

- 裁判所において解決が難しく、関係機関との連携が望まれる苦情等
- チーム支援の有効性
- 後見等事務の体制の見直しに向けた関係機関間の連携
- 関係機関の性質を踏まえた適切な役割分担や連携の必要性

4 試行を通じて得られた気づき③ （苦情等を生じさせないための土壌づくりの重要性）

- 苦情等を生じさせないための土壌づくり



（注）本報告では、成年後見人・保佐人・補助人を総称して「後見人等」と、本人・親族・支援者等を総称して「本人等」と、「権利擁護支援チーム」を単に「チーム」という。

1 本試行における裁判所の取組



試行期間における裁判所の取組

専門職後見人等の不適正・不適切な事務に関する連絡シートの作成



- 試行に先立ち、最高裁家庭局として、苦情を受ける市町村・中核機関において当該苦情が不適正・不適切な事務に関するものであるかどうかを切り分けるための検討事項を整理。
- 本試行に当たり、市町村・中核機関から家庭裁判所に対して、専門職後見人等の不適正・不適切な事務に関する連絡が円滑に行われることを目的として、書式（「連絡シート」）を作成。（市町村・中核機関が家庭裁判所に最低限伝えるべき情報を示すとともに、試行による課題や成果の洗い出しに支障が出ないように配慮して、本試行のために試作したもの。）

試行地域における協議



- 試行地域の家庭裁判所において、市町村・中核機関や専門職団体と協議。
- 地域の実情に応じて、裁判所の役割や裁判所との連携の在り方について丁寧に説明を行い、関係機関との相互理解に努めた。

家庭裁判所に寄せられる苦情等の把握



- 最高裁家庭局において、全国の家庭裁判所に寄せられる苦情等を収集した。

2 試行を通じて得られた気づき① (連絡シートが提出された事例)



1 件目



市町村・中核機関から連絡シートが提出された事案（1 件目）

- 不適正・不適切な事務を疑わせる具体的な事情はなかったものの、連絡シートが提出された事案。
- **裁判所の機関としての性質・役割**や、**裁判所との情報共有の在り方**について、裁判所と中核機関との間で認識の齟齬があったと考えられる。

裁判所の機関としての性質・役割

裁判所：司法機関



判断作用を背景とする後見事務の監督

- 後見人等に関する苦情について、不適正・不適切な事務を疑わせる**具体的な事情**があれば、裁判所は後見人等に対する監督を行う。
- 本件では、後見人等の不適正・不適切な事務を疑わせる具体的な事情がないため、司法機関たる裁判所として対応できなかった。

➡ 裁判所と中核機関との間で認識に齟齬

裁判所との情報共有の在り方

目的によって情報共有の在り方が異なる

個別の事案で、後見事務の監督を求める場合

不適正・不適切な事務を疑わせる**具体的な事情**を共有する必要がある

- ※ なお、連絡シートは、専門職後見人等の不適正・不適切な事務が疑われる場合に、裁判所に連絡するためのものであって、不適正・不適切な事務の具体的な事情が明らかでない場合の利用は想定されていない。

裁判所との連携の在り方について一般的な協議を目的とする場合

地域にどのような苦情があるのかを明らかにし、関係機関間の連携・役割分担の在り方を一般的に協議することを目的とする場合等は、不適正・不適切な事務の有無にかかわらず、模擬事例等を用いて共有することは有益。



- 不適正・不適切な事務を疑わせる具体的な事情があり、**裁判所において後見事務の監督に至ることがあり得る（本試行において想定されていた）典型的な事案**。横領等の不正行為がうかがわれるような事案でなくとも、例えば、後見人等と連絡がとれない、後見人等が施設費を支払わないなど、不適正・不適切な事務を行っていることを疑わせる具体的な事情があれば、情報を裁判所に寄せてもらうことが重要。
上記のような事案について、専門職団体の関与により解決できる場合があることが明らかになった。

裁判所による解決と専門職団体の関与による柔軟な解決との役割分担

裁判所の関与による解決の特徴

裁判所による判断には、相応の手続が必要

裁判所による監督は、①～④のプロセスが必要であり、市町村・中核機関及び専門職団体が関与して対応した場合に比べて、相応の時間が必要。

① 事実関係の確認

- ※ 書面の提出の求め、審問等を要する場合があります、一定の時間が必要

② 確認された事実を踏まえ、解任事由の有無を検討

③ 後見人等に対するアプローチの検討

④ 最終的な判断

裁判所は、事案に応じた柔軟かつきめ細やかな対応には馴染まないことも...

裁判所は、あくまでも当該後見人等を解任するかどうかの判断を行っているものであり、後見人等に対する指示・監督は、解任権の行使という厳格な手続に裏付けられたものであって、事案に応じた柔軟できめ細やかな対応を行うことには馴染まない場合もある。

裁判所が解任権を背景とした「ハードな介入」を行うよりも、専門職団体・中核機関が連携してチームに対する「ソフトな関与」を行うことで安定した後見事務が確保される場合もある。

「不適正・不適切な後見事務」が疑われる場合であっても、地域全体としてどのような解決を図ることが最も本人のためになるかという観点から検討していくことが重要ではないか。

3 試行を通じて得られた気付き② (裁判所に寄せられる苦情等)



裁判所において解決が難しく、関係機関との連携が望まれる苦情等①

後見人等に不適正・不適切な事務がうかがわれない苦情

後見人等が裁量の範囲内で行った 後見事務に対する不満がある

「こんな制度だとは思って
いなかった」
「制度利用をやめたい」
という不満も。

例えば...

- ・「自由にお金を使えない」
- ・「後見人等が思ったとおり動いてくれない」
- ・支援方針をめぐり、後見人等と支援者が対立している



後見人等を信頼できない、 後見人等のコミュニケーションの 在り方が相当でない

例えば...

- ・「後見人等の態度が気に入らない」

- ① 後見人等には広範な裁量が認められており、裁判所は後見人等の裁量の範囲内の事項について、その是非を判断することはできず、
- ② 裁判所は、あくまでも判断作用を背景に、中立・公平な立場から後見人等の裁量の逸脱・濫用の有無を審査する機関であるため、

- ・後見人等が本人のためにより望ましい事務を行うよう調整すること
- ・後見人等がチームの中で果たすべき役割を決めること

本人等の
期待と乖離が
ある事案

- ・支援方針をめぐり後見人等と本人等との対立を調整して解決を図ること
などはできない。

上記と同様の理由により、
後見人等の人柄やコミュニケーションの在り方について、
指導・調整することもできない。

こうした苦情について、明らかに理由のない解任の申立てや後見等開始の審判の取消しの申立てが繰り返される場合があり、中には、本人から解任等の申立てが50回以上も繰り返されている事案もある。

裁判所において解決が難しく、関係機関との連携が望まれる苦情等②

本人の親族など苦情申出人自身に権利擁護支援が必要な場合

例えば、虐待対応における 養護者支援が必要な事案

- 例えば、本人に後見等が開始されたため、それまで本人財産に頼って生活を営んできた親族から、成年後見制度の利用によって生活が困窮しているとして、不満が寄せられる場合。



このような苦情の中には、苦情申出人自身に権利擁護支援が必要であることがわかれる事案もある。



- 裁判所はあくまでも判断作用を背景に後見人等を監督する機関であって、裁判所で苦情申出人の根本的な困りごと（生活困窮等）や課題を解決することはできない。
- また、裁判所だけでは、苦情申出人に必要な支援内容を把握した上で、地域の実情を踏まえ、当該支援内容にふさわしい福祉・行政等の窓口を見極めることも難しい。

深刻な事案も...

本人の子による経済的虐待が疑われるとして首長申立て（受任者調整はされていない）によって後見が開始したが、子が「本人の財産を自由に使えなくなったことで生活が困窮している」などとして、裁判所に対して一日に数十回程度架電し、制度に対する不満を述べるなどしていた事案があった。

事案の特殊性に鑑み、裁判所として組織的な対応を検討し、子に福祉的な支援が必要であることについて自治体に情報提供し、対応を求めたが、自治体においても対応は難しいということで、状況は改善しなかった。

チーム支援の有効性

第二期計画の記載（32頁）

【チームの自立支援機能】チーム開始の支援

後見人等の選任後、後見人等が加わった権利擁護支援チームによる支援を開始するに当たり、関係者間で、申立て前に想定していた方針を共有し、**役割分担の再確認を行う**。具体的には、本人や後見人等、関係機関などが参加する会議を必要に応じて開催するなどして、支援内容や、将来的に後見人等の交代が想定されている場合はその方針などについて共有し、**必要に応じて方針を再調整した上で、後見人等を含めた関係者間で役割を分担する**。

【チームの自立支援機能】チームの支援開始後、必要に応じて行う支援

支援の開始後は、専門職後見人を含む後見人等やチームの関係者からの相談に応じる。

認知症で短期記憶障害がみられる本人から、保佐開始直後に、裁判所に「制度利用は必要ない。金銭管理は自由にやらせてほしい」と繰り返し苦情の電話がかかっていたが、中核機関の関与によりケース会議が開かれ、円滑なチーム支援がなされたこと等により、本人が安心し、事態が改善した事案があった。

本人を中心としたチームで支援方針を話し合い、また、後見人等を含めたチームの構成員の役割を確認した上で対応することによって、

苦情減

- ・本人の心身や生活の状況が安定
- ・本人の不安や混乱が抑止
- ・後見人等自身がチーム内で果たすべき役割を認識



チーム構成員相互の連携がとれていない場合や、チームが円滑に機能していない場合は**福祉・行政等によるチームの形成・自立支援が有効**

チーム支援が有効と思われる事案

- ① 受任者調整会議を経て選任された後見人が、開始当初から本人との意思疎通を十分図ることができず、チーム支援があれば本人との関係が改善できるのではないかとされた事案
- ② 保佐人と支援者間で支援方針が対立し、ケース会議が開催されたものの、支援者の方針に沿って進められることとなり、以後、保佐人が意思決定支援に実質的に関与できなくなった事案
- ③ 後見人から、裁判所に対して、本人の生活状況が変化したため、今後支援者が減る可能性があるところ、非常に不安であるという相談がなされた事案

後見等事務の体制の見直しに向けた関係機関間の連携①

第二期計画の記載

後見人等に関する苦情等への適切な対応／具体的な取組 ※15頁

家庭裁判所には、後見人等に関する苦情等がある事案について、家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関等が適切に連携することにより、本人のニーズと後見人等の適格性を評価し、必要性が認められる場合には、後見人等の追加選任や交代を実現できるよう努力することが期待される。

【チームの自立支援機能】チームの支援の開始後、必要に応じて行う支援 ※33頁

必要に応じて、追加して必要となる支援の調整や、後見人等の交代、類型・権限変更などの検討や調整を行う。交代後は、必要に応じて、本人や新旧の後見人等、関係機関などが参加する会議を開催するなどして、新しい後見人等に、本人の状況等が適切に引き継がれるようにする。

後見人等の交代

度重なる苦情等を踏まえて後見人等が交代を希望しており、本人もこれを望んでいるものの、新たな後見人等を見つけることが難しい事案等も散見される。

- 裁判所が手を尽くしても、1年以上、新後見人等が見付からない事案
- 既に4回も5回も交代を繰り返しており、これ以上の引き受け手が見つからない事案
- 中核機関や社協等に受任を打診しても、**本人の支援体制が整っておらず、これを整えるだけのマンパワーも不足しているとして**引き受けが困難とされる事案
- 現後見人等の心身の状況から後見事務を行うことができず、本人への対応に空白が生じる事案

本人が本人らしい尊厳のある生活を営むためには、**チームによる支援が途切れることなく行われ、その支援を基盤として後見事務が行われることが重要な**のではないかと。

※ 特に保佐・補助事案で、本人の希望で転居したような事案では、新天地で、十分な支援体制がない状態からのスタートとなるため、新後見人等の選任に困難を伴うことが多い。



後見等事務の体制の見直しに向けた関係機関間の連携②

後見人等の追加選任

後見人等が度重なる苦情等に疲弊したり、チーム内で孤立している場合などに、裁判所が後見人等の追加選任を行い、新たな後見人等の関与によって後見事務の立て直しを図ることが相当な事案もある。


追加選任が有効な手段となり得るか否かは、個別具体的な事情による。

- 現後見人等が真に追加選任を望んでいること、現後見人等と協力して事態をより良い方向に導くことのできる新後見人等の適任者がいることが必要不可欠。
- 本人の視点からは、新後見人等と本人との相性の確認を含めた事前の調整が重要。 また、報酬負担の観点等からの慎重な考慮も必要。



追加選任を有効に機能させるためには、専門職団体による現後見人等のサポート・適切な新後見人等候補者の推薦、中核機関による調整などが必要であり、裁判所としても、専門職団体や中核機関との連携を更に深めていく必要がある。

関係機関の性質を踏まえた適切な役割分担や連携の必要性



各関係機関が、当該機関だけでは対応することのできない苦情等の対応に追われている実情を踏まえると、苦情等として表面化した課題や潜在的な支援ニーズに機動的に対処し、**根本的な解決**を図っていく必要。

- 福祉・行政等と裁判所とが車の両輪としてそれぞれの役割を果たすことで、初めて、地域連携ネットワークとして十分な機能を全うすることができると考えられる。
- 裁判所としても、引き続き、自らの役割を積極的に果たしたい。
- その一方で、司法機関として中立・公平な立場で手続を進めることが求められていることから、地域連携ネットワークの中で対応できる範囲には限界もある。



関係機関の性質を踏まえた適切な役割分担や連携を図りつつ、何が本人のためになるかという観点から、地域全体で解決していくことが重要

例えば、**苦情申出人自身に権利擁護支援が必要な場合や後見人等がチーム支援を必要としている場合における福祉・行政の窓口が誰に対しても明らかになると、支援を必要とする人が適切な機関につながり、結果的に苦情が減るのではないか。**

第二期計画の記載

権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む） ※37頁

- ・市町村は、権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口を明確にする。
- ・その上で、明確にした窓口を地域連携ネットワークの関係者に周知し浸透させる。

【チームの自立支援機能】チームの支援の開始後、必要に応じて行う支援 ※33頁

- ・支援の開始後は、専門職後見人を含む後見人等やチームの関係者からの相談に応じる。
- ・また、あらかじめ定めた時期に、課題の解決の状況等を確認し、当該チームの自立状況を踏まえて、一旦、中核機関や専門職などによる当該チームへの支援を終結する。ただし、状況が変化した際に、速やかに相談できる体制を確保しておくことに留意する。



関係機関の性質を踏まえた適切な役割分担や連携の必要性

第二期計画の記載（14頁）

- ・ 家庭裁判所には、後見監督の一環として、後見人等が本人のためにその職務を適切に行うよう、その職務全般（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務）について、司法機関の立場から適切な助言・指導を行うことが予定されている。そのため、家庭裁判所には、不適正・不適切な後見事務に関する苦情等について、司法機関の立場から、専門職団体や市町村・中核機関と連携して対応することが期待される。
- ・ 市町村・中核機関は、身上保護に関する支援への苦情等について、その解決に向けて関係者と連携した対応（福祉、医療等のサービスの調整を含む。）を行う。さらに、必要に応じて、専門職団体と連携して対応するほか、不適正・不適切な事案については家庭裁判所に連絡する。

裁判所に寄せていただくべき情報について、裁判所内部における 引き続きの検討が必要

- 本試行で用いた、市町村・中核機関から裁判所に情報を寄せるための「連絡シート」は、あくまでも円滑な試行の実施のために、最高裁家庭局において整理したもの。
- 裁判所による適切な監督につなげるため、関係機関から具体的にどのような情報をお寄せいただくことが適切かについては、更なる整理が必要であり、各家庭裁判所において自律的に検討できるよう、最高裁家庭局においてサポート。

○ 地域の関係機関が本来的な役割に立ち返り、何をすべきかを明らかにし、それぞれの役割・機能を十全に果たしていくことが重要。

○ 各機関の自律的な取組・実践を前提としながら、円滑な連携を実現するために相互理解を深めていくことも重要。



4 試行を通じて得られた気付き③
(苦情等を生じさせないための
土壌づくりの重要性)



苦情等を生じさせないための土壌づくり①

※第二期計画 29頁～

生じた苦情を解決
することの困難性

本人を始めとする
制度利用者の利益



チーム支援

苦情等を生じさせないための 土壌づくりが重要である

福祉・行政・法律専門職など
の連携による「支援」機能

家庭裁判所による成年後見制度の
「運用・監督」機能(期待される機能)

成年後見
制度の
利用前

権利擁護支援の相談支援機能

- 成年後見制度の利用が必要かなど権利擁護支援ニーズの精査**を行う。
- ・成年後見制度の必要性を確認できた場合は、適切な利用の検討につなぐ。
 - ・成年後見制度の必要性を確認できない場合も、本人の権利擁護支援ニーズに応じ、必要な見守り体制や成年後見制度以外の支援へのつなぎを行う。

制度利用の案内機能

- ・ 手続利用のために必要となる情報提供や、手続の案内
- ・ 必要に応じて、各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先を案内

チームの形成支援機能

<権利擁護支援の方針の検討>

- ・ 判断能力の低下の進行や支援状況によって生じている**具体的な課題（将来に生じる可能性のある課題を含む。）**を整理する。
- ・ 成年後見制度の利用が適切か等も含めて、**支援方針の検討**を行う。

<適切な申立ての調整>

<権利擁護支援を行うことのできる体制を作るための支援（後見人等の参画含む）>

- ・ **支援方針を基に、対応すべき課題と後見人等に求められる役割**、想定される類型や必要となる同意・代理行為の確認や、必要に応じた支援方針の調整を行う。
- ・ その上で、関係機関の連携により、必要に応じ、**後見人等の候補者と選任形態（複数後見など）**についての調整を行う。
- ・ 併せて、**本人の意向を踏まえた権利擁護支援のチーム形成を進める。その際、地域の実情に応じて、本人と後見人等候補の予定者が申立て前に面談して相性を確かめることも考えられる。**

適切な選任形態の判断機能

権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報を共有し、これらも含めた各事案の事情を総合的に考慮し、後見人等を適切に選任

申立ての
準備

後見人等
の選任

チームの自立支援機能

- ・ チーム開始の支援
- ・ チームの支援の開始後、必要に応じて行う支援

適切な後見事務の確保機能

「こんなはずではなかった」
 「後見人が〇〇してくれない」
 「後見人が信頼できない」等の
 苦情を生じさせないためには…

苦情等を生じさせないための土壌づくりが重要

福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能

家庭裁判所による成年後見制度の
 「運用・監督」機能

成年後見
 制度の
 利用前

権利擁護支援の
 相談支援機能

**チーム支援
 の前提**



- **制度利用の必要性の検討**
- 支援方針を踏まえた制度利用で解決すべき**課題（後見人に求める役割）の明確化**
- **チーム支援を前提とした受任者調整**（本人と後見人候補者の**事前面談**を含む。）

申立ての
 準備
 ↓
 後見人等
 の選任

チームの
 形成支援機能

制度利用の案内機能

適切な選任形態の
 判断機能

**権利擁護支援チームの
 形成支援機能により示
 された情報を共有し、**

これらも含めた各事案の事情を総合的に考慮し、後見人等の適切な選任を行うことが期待される。

後見人等
 の選任後

チームの
 自立支援機能

適切な後見事務の
 確保機能

裁判所の
 取組

相互理解を基盤と
 する地域連携

- ・ 地域連携の一環としての受任者調整会議の見学等
- ・ 受任者調整の結果を十分に考慮した上で選任・交代の判断をすることの重要性について、裁判所内部で協議
- ・ 相互理解の取組の中で得られた知見の活用

地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（第二期計画34頁以下）も重要

権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透、担い手の育成、後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり など